

教第96号議案

神戸市教育委員会辞令式の一部を改正する訓令の件

神戸市教育委員会辞令式の一部を改正する訓令を次のように制定する。

平成30年3月9日提出

神戸市教育委員会

教育長 雪村新之助

神戸市教育委員会辞令式の一部を改正する訓令

神戸市教育委員会辞令式（平成21年3月教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（辞令）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「職名，所属及び給料の記載は」を「辞令の記載は」に改め、同項に次の3号を加える。

(4) 職名，給与及び補職又は勤務（職種名を有するものについては，その職種名をも併記）の各事項につき記載する。

(5) 前号の規定にかかわらず，職名又は補職名のみで他の事項が判明するものについては，これにより判明する事項の記載は，これを省略する。

(6) 併任，兼職，兼務及びその職務に伴う特別の任務（〇〇委員等）は，特に留保のない限り，本職の異動の辞令によって消滅するものとする。

同条第2項を削り，同条第1項を第2項とし，同条に第1項として次の1項を加える。

辞令は，職名，氏名，所属，給料，発令事項及び発令日を記載した辞令書その他の書面の交付その他適当な方法により行う。

同条第3項中「辞令書の様式は」を「辞令書を交付する場合は」に改める。

第1号様式中「委員長」を「教育長」に改める。

附 則

この訓令は，平成30年3月19日から施行する。

(参 考)

神戸市教育委員会辞令式 ぬきがき

(____ は，改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(辞令書の書式)

(辞 令)

第3条 _____

第3条 辞令は，職名，氏名，所属，給料，発令事項及び発令日を記載した辞令書その他の書面の交付その他適当な方法により行う。

職名，所属及び給料の記載は，次の各号に定めるところによる。

2 辞令の記載は， _____ 次の各号に定めるところによる。

(1) ~ (3) 略

(1) ~ (3) 略

(4) 職名，給与及び補職又は勤務（職種名を有するものについては，その職種名をも併記）の各事項につき記載する。

(5) 前号の規定にかかわらず，職名又は補職名のみで他の事項が判明するものについては，これにより判明する事項の記載は，これを省略する。

(6) 併任，兼職，兼務及びその職務に伴う特別の任務（〇〇委員等）は，特に留保のない限り，本職の異動の辞令によって消滅するものとする。

2 辞令書の記載は，次の各号に定めるところによる。

(1) 職名，給与及び補職又は勤務（職種名を有するものについては，その職種名をも併記）の各事項につき記載する。

(2) 前号の規定にかかわらず，職名又は補職名のみで他の事項が判明するものについては，これにより判明する事項の記載は，これを省略する。

(3) 併任、兼職、兼務及びその職務に伴う特別
の任務（〇〇委員等）は、特に留保のない限り、
本職の異動の辞令によって消滅するものとする。

3 辞令書の様式は、第1号様式による
ものとする。

3 辞令書を交付する場合は、第1号様式による
ものとする。